

半田市就農者支援事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足の問題に対応するため、新規就農者に対し農業技術の修得のための研修に要する経費について助成する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 半田市において就農予定の者又は就農してから3年以内の者
- (2) 研修終了後、半田市において2年以上農業に従事することができる者
- (3) 就農時の年齢が18歳以上65歳未満の者
- (4) 半田市において市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 愛知県立農業大学校の授業料 授業料の2分の1以内
- (2) 各種農業技術研修その他市長が適当と認める研修の受講料 受講料実費(ただし年間30,000円を限度とする。)

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、半田市就農者支援事業補助金交付申請書(様式第1)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市就農者支援事業補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条の通知書を受けた者は、速やかに半田市就農者支援事業補助金交付請求書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の使途及び農業の従事状況について、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金額の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 交付要件に違反したとき。

(2) 不正な手段により交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半田市長 殿

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
電話番号

半田市就農者支援事業補助金交付申請書

半田市就農者支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付をされるよう申請します。

なお、補助金交付に係る審査を行うため、私の市税等の納付状況について市担当者が調査することに同意します。

記

1. 補助金名 半田市就農者支援事業補助金
2. 申請金額 金 円
3. 添付書類 (1) 半田市就農者支援事業補助金に係る受講報告書（様式第2）
(2) 農業大学校又は研修先が発行する受講終了証等の写し
(3) 授業料又は受講料等の領収証の写し
(4) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第4条関係）

半田市就農者支援事業補助金に係る受講報告書

住 所

氏 名

1. 受講内容

(1) 研修先・研修名称

(2) 研修期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 研修内容

2. 経費内訳

3. 就農（予定）年月日

年 月 日

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長 印

年度半田市就農者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました半田市就農者支援事業補助金については、下記のとおり交付決定します。

記

1. 補助金額 金 円
2. 交付の条件 半田市就農者支援事業補助金交付要綱による

年 月 日

半田市長 殿

住 所

氏 名

半田市就農者支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで決定通知のありました半田市就農者支援事業補助金について、下記のとおり交付してください。

記

1. 請求額 円

2. 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 店
口座の種類	当座 普通
口座番号	
口座名義人	フリガナ